

(別表第1) 公募する事業内容

事業区分1

主に若年層（40歳未満）及び若年層を支援する者に対する以下の(1)から(4)までに掲げる事業（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修等）。ただし、中学生以下の者に対する事業については、併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても事業を実施するものとする。

(1) 対面相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐこと、また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。なお、児童生徒のみを対象とする事業は、補助対象としない。

イ 事業内容

- ・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等
- ・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等
- ・若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等）
- ・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置及び運営
- ・相談担当者や家族等の支援者等への支援 等

(2) 電話相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話等の相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を

未然に防ぐことを目的とする。なお、児童生徒のみを対象とする事業は、補助対象としない。

イ 事業内容

関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る

- ・電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等
- ・相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等
- ・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等
- ・フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等

（３）人材養成事業

ア 目的

関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

イ 事業内容

- ・関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣
- ・これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成、養成研修等への派遣
- ・e-ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施 等

（４）普及啓発事業

ア 目的

生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。とりわけ、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等是不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施する。

イ 事業内容

- ・シンポジウム、講演会等の開催 等
- ・図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等
- ・啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布
- ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報 等

事業区分2～3

孤独・孤立を抱えがちなひきこもりの人等に対する次の(1)から(4)までに掲げる事業。

(1) ひきこもりの相談ができる環境づくり事業

ひきこもりの人等からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うことができるよう、必要な備品を購入するなど、相談支援の実施に向けて環境を整備する。

(2) 居場所づくり事業

ひきこもりの人等が、社会参加に向けて、安心して過ごせる居場所に繋がることができるよう、空き家の修繕や必要な備品の購入など、居場所の設置に向けて環境を整備する。

(3) 支え合いの地域づくりを推進するためのひきこもりに関する講演会や交流会等の実施

地域住民がひきこもりの理解を深め、悩みや不安を抱える人が適切な支援に繋がることができるよう、ひきこもり経験者や家族、支援者などを招いた講演会のほか、苦悩を分かち合える当事者同士の交流の場や社会参加に向けた勉強会などを開催する。

(4) ネットワーク構築事業

ひきこもりの人等への支援事業者と教育・農業・就労支援機関等のネットワークの構築や研修等による包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成を行う。